

議案第104号

専決処分の承認を求めることについて

富士見市災害見舞金支給条例（昭和44年条例第32号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年11月26日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

支給対象となる災害等を見直すため、富士見市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

富士見市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例（別紙）

令和元年11月14日

富士見市長 星 野 光 弘 印

富士見市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

富士見市災害見舞金支給条例（昭和44年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「で、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないもの」を削る。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第4条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災害障害見舞金が支給されるときは、災害見舞金は、支給しない。

第4条第1項第3号中「流出」を「流失」に改める。

第5条第1項中「、り災証明書又は医師の診断書を添えて」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士見市災害見舞金支給条例の規定は、令和元年10月12日以後に生じた災害により被害を受けた者に対する災害見舞金の支給について適用する。